

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助（ただし、障害支援区分3以上の利用者に対する日中サービス支援型共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。）を除く。以下同じ。）を実施する事業所に対して、運営費を交付することにより、経営の安定化及びその参入促進を図ることを目的とする。

(実施事業)

第2条 町長は、前条の目的を達成するために大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付事業（以下「補助事業」という。）を実施する。

(補助対象事業所)

第3条 補助対象事業所は、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人の運営する事業所とし次の各号に掲げる条件をすべて満たす事業所とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所であること。
- (2) 事業所の所在地が県内にあり、事業所の利用定員が20人以下であること。
- (3) 共同生活住居の所在地が県内にあり、その利用定員が9人以下であること。

(事業内容等)

第4条 事業内容は、第3条による事業所に、次に規定する日（以下「対象休日等」における共同生活援助の運営費を交付する事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、当該事業所を町長が法第19条第1項により支給決定をした者

が利用していることを条件とする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土日休日」という。）

ただし、共同生活援助利用者（以下「利用者」という。）が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動サービスが実施される日又は就労している利用者の出勤日を除く。

- (2) 補助基準額、補助対象日数、補助対象経費及び補助交付額の算定方法は別表のとおりとする。

（申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定をし、補助事業者に大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の交付決定に関し必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更申請の手続）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後に、申請の内容に変更が生じたときは、大口町障がい者共同生活援助事業費補助金変更交付申請書（様式第3）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請された内容を審査し、適当と認めるときは、大口町障がい者共同生活援助事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、大口町障がい者共同生活援助事業費補助金実績報告書(様式第5)を町長に提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

2 補助事業者は、前項により確定された補助金の交付を受けようとするときは、大口町障がい者共同生活援助事業費補助金実交付請求書(様式第6)を町長に提出しなければならない。

(帳簿等の備付け)

第11条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、事業に係る経費の収支を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管しなければならない。

2 前項の帳簿、書類等は、事業完了後10年間保管しておかななければならない。

(検査等)

第12条 町長は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類等を検査することができる。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則(平成19年12月26日 大口町告示第126号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則(平成23年8月31日 大口町告示第66号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月27日 大口町告示第35号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日 大口町告示第80号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年10月1日 大口町告示第85号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月30日 大口町告示第90号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年11月1日 大口町告示第117号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年9月29日 大口町告示第82号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年2月28日 大口町告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年6月10日 大口町告示第84号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年12月10日 大口町告示第121号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第52号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日 大口町告示第88号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	障害支援区分4～6	障害支援区分3以下
補助基準額	愛知県障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱別表補助基準額の項に定める額とする。	
補助対象日数	<p>障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある対象休日等の日数</p> <p>ただし、利用月ごとに当該月の土日休日数を上限とする。</p>	
補助対象経費	<p>共同生活援助に要する経費</p> <p>（給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費等）</p>	
補助交付額	運営主体の本事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の控除した額と補助基準額を比較して、少ない額とする。	

様式第1（第5条関係）

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 事業所の所在地
事業所の名称
代表者職氏名

このことについて、下記のとおり補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書
- (4) その他（事業内容がわかる書類）

様式第2（第6条関係）

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで申請がありました大口町障がい者共同生活援助事業費補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

備考

- 1 申請内容を変更するときは、大口町障がい者共同生活援助事業費補助金変更交付申請書を提出すること。
- 2 補助事業が完了したときは、30日以内又は翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに大口町障がい者共同生活援助事業費補助金実績報告書を提出すること。
- 3 補助金等の支払を受けようとするときは、大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付請求書を提出すること。

様式第3（第7条関係）

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 事業所の所在地
事業所の名称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号の大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付決定について、下記のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 追加（減額）申請額 金 円

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（変更）
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書
- (4) その他（事業内容がわかる書類）

様式第4（第7条関係）

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請がありました大口町障がい者共同生活援助事業費補助金変更交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

当初交付決定額 金 円

変更交付決定額 金 円

備考

- 1 補助事業が完了したときは、30日以内又は翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに大口町障がい者共同生活援助事業費補助金実績報告書を提出すること。
- 2 補助金等の支払を受けようとするときは、大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付請求書を提出すること。

様式第5（第9条関係）

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金実績報告書

年 月 日

大口町長 様

事業所の所在地

事業所の名称

代表者職氏名

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金実績報告書について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金収支精算書
- 2 事業実績調書
- 3 その他（事業内容がわかる書類）

様式第6（第10条関係）

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付請求書

年 月 日

大口町長 様

事業所の所在地

事業所の名称

代表者職氏名

金 円

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた大口町障がい者共同生活援助事業費補助金として、上記の金額を請求します。

金融機関名		種別	口座番号	口座名義人
銀行	本店	普通		フリガナ
信用金庫				支店
農業協同組合				